

# 委託プロジェクト研究の実施について

17農会第1466号  
平成18年2月23日  
最終改正 25農会第1084号  
平成26年1月8日  
農林水産技術会議事務局長通知

## 第1 趣旨

農林水産研究基本計画（平成22年3月30日農林水産技術会議決定）において、農林水産政策上重要な研究のうち、我が国の研究勢力を結集して総合的・体系的に推進すべき課題、又は多大な研究資源と長期的視点が求められ個別の研究機関では担えない課題については、委託によるプロジェクト研究（以下「委託プロジェクト研究」という。）として農林水産省自らが企画・立案し、年度ごとの進行管理を行うことによって重点的に実施することとしている。

この委託プロジェクト研究の研究課題を定めるに当たって必要な事務の取扱い及び円滑な推進に必要な措置については、農林水産省試験研究事務処理規程（昭和40年農林省訓令第20号）第4条、第6条及び第7条並びに「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成23年1月27日農林水産技術会議決定。以下「評価に関する指針」という。）に規定するもののほか、この通知に定めるところによる。

ただし、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が別途必要な措置を定める委託プロジェクト研究については、この限りではない。

## 第2 委託プロジェクト研究の実施機関

1 委託プロジェクト研究は、事務局長が公募により選定した研究機関（以下「研究の実施機関」という。）に委託して実施するものとする。

なお、研究の実施機関の応募及びその審査の手続については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

2 研究課題の実施期間は、一研究課題につき5年以内とし、研究の実施機関は、毎年度、実績報告書を事務局長に提出するものとする。

## 第3 プロジェクト研究推進委員会の設置

1 委託プロジェクト研究の企画・立案及び進行管理を行うため、農林水産技術

会議事務局（以下「事務局」という。）にプロジェクト研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、事務局長を委員長とし、研究総務官、事務局内の各課室長、研究統括官及び研究開発官により構成する。

また、必要に応じ、事務局長が指名する者の出席を求めることができるものとする。

3 推進委員会は次の事項を行う。

- (1) 委託プロジェクト研究課題案の決定
- (2) 委託プロジェクト研究に係る研究実施計画の決定
- (3) 委託プロジェクト研究の進行管理

#### 第4 委託プロジェクト研究課題案の決定

1 推進委員会は、農林水産研究基本計画に掲げられた農林水産研究の重点目標の達成に向けて、農林水産分野等に係る研究開発の進捗状況及び国民各層の研究ニーズや政策ニーズ等を踏まえ、毎年度、翌年度に委託プロジェクト研究として実施することとする研究課題案を決定する。

2 推進委員会は、委託プロジェクト研究課題案の決定に当たっては、行政部局の意見及び消費者、生産者等の要望等を考慮するものとする。また、応用・実用化研究を行う委託プロジェクト研究課題案については、原則として行政部局から提案された技術的課題に基づいて決定するものとする。

#### 第5 プロジェクト研究準備委員会の設置

1 事務局長は、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題案ごとに、該当研究課題に係る予算要求及び研究開発の推進を担当する研究統括官、研究開発官又は課長等（以下「担当研究開発官等」という。）の下に、プロジェクト研究準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置することができるものとする。

2 準備委員会は、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題案ごとに、担当研究開発官等を委員長とし、研究調整官、研究専門官、研究専門職、事務局の関係課室の担当者、行政部局の関係課室長等により構成する。

3 準備委員会は、担当研究開発官等が委託プロジェクト研究の予算要求を行う上で必要な事項及び研究の実施機関の公募に必要な事項の検討を行う。

## 第6 プログラムオフィサー及びプログラムディレクター

- 1 事務局長は、各委託プロジェクト研究課題について、全体の進行管理、関係各局との調整、第7の運営委員会への報告等を行う事項の取りまとめ等を行う責任者として各委託プロジェクト研究課題ごとにプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を指名するものとする。
- 2 事務局長は、委託プロジェクト研究実施計画案の作成や評価等の進行管理について、POへの指導、監督、助言等を行い、委託プロジェクト研究全体の推進を図る責任者として、プログラムディレクター（以下「PD」という。）を指名するものとする。

## 第7 プロジェクト研究運営委員会の設置

- 1 事務局長は、委託プロジェクト研究の開始に当たり、委託プロジェクト研究課題ごとに、プロジェクト研究運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

ただし、POが同一である二以上の委託プロジェクト研究課題について、一括して進行管理することが適当と事務局長が認める場合には、当該二以上の研究課題について一の運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会は、POを委員長とし、研究調整官、研究専門官、研究専門職、事務局の関係課室の担当者、行政部局の関係課室長、外部専門家等により構成する。また、必要に応じ、研究開発責任者（研究の実施機関において研究を統括する者をいう。以下同じ。）その他の委員長が必要と認める者の参加を求めることができるものとする。なお、運営委員会の開催に際しては、議題等に応じて構成員の全部又は一部を召集するものとする。
- 3 運営委員会は、政策ニーズを踏まえながら委託プロジェクト研究課題を適切に進行管理するとともに、研究成果を迅速に政策へ反映するため、第9の1による研究実施計画案の策定、第10の1による研究の進捗状況及び成果の把握、第11による研究成果の取扱い等について検討するため、年3回程度実施するものとする。
- 4 運営委員会の構成員については、民間の外部専門家の参画の促進に努めるものとする。

- 5 運営委員会の構成員は、運営委員会の実施により知り得た一般に公開されていない情報について、事務局長が認める場合を除き、外部に開示、漏洩し、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならないものとする。構成員の職を退いた後も、同様とする。

## 第8 プロジェクト研究運営委員会分科会の設置

- 1 事務局長は、運営委員会が行う委託プロジェクト研究課題の進行管理等を適切に実施するため必要と認める場合、委託プロジェクト研究課題の一部を担当する分科会を設置することができるものとする。
- 2 分科会は、POを分科会長とし、研究調整官、研究専門官、研究専門職、事務局の関係課室の担当者、行政部局の関係課室長、外部専門家等により構成する。また、必要に応じ、研究開発責任者その他の分科会長が必要と認める者の参加を求めることができるものとする。なお、分科会の開催に際しては、議題等に応じて構成員の全部又は一部を召集するものとする。
- 3 分科会は、担当する研究課題について、第7の3で定める事項の全部又は一部の検討を行うものとする。
- 4 POは、必要と認める場合、複数の分科会を合同で開催することができるものとする。
- 5 事務局長は、分科会ごとにPO代理を指名することができる。PO代理は、POを補佐するとともに、POが指示するときは、当該分科会が担当する研究分野の責任者としてPOの職務を代行する。
- 6 POの判断により、分科会の決定をもって運営委員会の決定とすることができる。
- 7 第7の5の規定は、分科会について準用する。

## 第9 委託プロジェクト研究実施計画の決定

- 1 運営委員会は、毎年度、次年度に係る研究目的、研究目標、各研究グループ（コンソーシアム）を構成する研究の実施機関、各研究の実施機関が分担する研究課題及び研究の実施機関ごとの予算額等を内容とする研究実施計画案を別紙様式に準じて策定するものとする。

- 2 POは、運営委員会において研究実施計画案を策定するに当たり、第10の1により把握した研究の進捗状況及び成果並びに第14により実施する評価及び点検の結果等に基づき、PD及び研究開発責任者と内容を調整する。
- 3 POは、1により策定した各研究実施計画案を推進委員会に付議し、推進委員会はこれを検討した上、各委託プロジェクト研究課題の研究実施計画を決定する。
- 4 運営委員会は、委託プロジェクト研究課題の実施初年度において、1にかかわらず、研究の実施機関の決定後に研究の実施初年度及び予定する研究実施期間に係る研究実施計画案を別紙様式に準じて策定し、推進委員会に付議する。

#### 第10 委託プロジェクト研究の進行管理

- 1 運営委員会は、委託プロジェクト研究課題全体に係る進行管理を行うため、必要に応じ、当該委託プロジェクト研究課題に参加した研究者（以下「研究受託者」という。）等から研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、推進委員会、PD等に報告する。
- 2 POは、研究の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、研究開発責任者に対し、指導及び助言を行うものとする。
- 3 運営委員会は、研究の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、当該課題の研究実施計画の見直しを行うものとする。
- 4 運営委員会は、年度途中において研究実施計画の内容を変更しようとする場合には、推進委員会にその旨を報告し、承認を得なければならない。

#### 第11 委託プロジェクト研究の成果の取扱いについて

- 1 研究受託者は、委託プロジェクト研究の成果を新たに公表する場合、事前にその概要をPOに報告するものとする。
- 2 POは、研究受託者から、成果の公表について事前に報告があった場合には、その概要を運営委員会に報告するものとする。
- 3 POは、必要に応じて成果の公表の可否及びその内容について運営委員会に諮るものとする。

## 第12 成果の取りまとめ

研究開発責任者は、第14の評価及び点検の実施に当たり、その時点での研究成果等を取りまとめ、POに報告する。

## 第13 成果の普及・事業化及び国民理解の促進

- 1 POは、研究実施計画の研究目標に掲げた成果が得られた場合は、推進委員会に報告するものとする。
- 2 事務局長は、1により推進委員会に報告された成果について、技術マニュアル等の作成及び配布、成果発表会の開催等により、研究成果の普及・事業化を促進する。
- 3 事務局長は、国民各層に対し多様な媒体を利用して、委託プロジェクト研究が目指す内容や得られた成果を分かりやすく説明し、理解を求めよう努める。
- 4 研究受託者は、事務局長が行う当該委託プロジェクト研究が目指す内容や得られた成果に係る普及・事業化及び国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、委託プロジェクト研究の成果が国民に還元されるよう努めるものとする。

## 第14 評価及び点検の実施

- 1 準備委員会及び運営委員会は、評価に関する指針及び研究開発評価実施要領（平成18年4月17日付け17農会第1740号事務局長通知）に基づき実施する評価に係る事務を行う。
- 2 運営委員会は、1による評価を行わない年度においては、研究の進捗状況の点検を実施するものとする。
- 3 POは、1の評価及び2の点検の結果について、研究内容や予算配分の見直し等により、その後の委託プロジェクト研究課題等の進行管理に反映するものとする。

## 第15 その他

この通知に定めるもののほか、委託プロジェクト研究の実施に必要な事項について

ては、事務局長が別に定めるものとする。

附 則

この通知は、平成26年度以降に開始される委託プロジェクト研究について適用する。

(別紙様式)

〇〇年度 プロジェクト研究「〇〇」に係る研究実施計画書

1. 課題名：
2. 研究統括者：
3. 研究実施機関
4. 予算額（注2）
5. 研究実施期間：平成〇〇年度から平成〇〇年度
6. 研究目的
7. 研究目標（注3）
8. 研究内容及び方法
9. 研究成果の知的財産としての取扱方針
10. 前年度までの研究の進捗状況（注4）

注1：初年度においては、予定する実施期間及び当該年度に係る研究実施計画をそれぞれ作成。また、毎年度作成する研究実施計画には、委託プロジェクト研究課題全体に係る事項及び各研究グループに係る事項をそれぞれ記載。

注2：初年度に作成する、予定する実施期間に係る研究実施計画には記載不要。

注3：研究終了時及び当該年度の達成目標を記載。

注4：前年度までの研究の進捗状況については、2年目以降の研究実施計画に記載。

注5：必要に応じて、他の事項を追記。